平成２６年（フ）第９３０５号
東京都練馬区立野町10―33―208
破産者　杉浦　直子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４号
仙台市青葉区木町通２丁目５番４号
破産者　東日エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
仙台市青葉区木町通２丁目５番４号
破産者　東日システム株式会社
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６６９号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目15番39号
破産者　有限会社菱和ハウス
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１５１８号
東京都港区白金台３丁目15番５号
破産者　株式会社スリープタイト
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３号
長野市松代町松代739番地
破産者　有限会社伊東木工所
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
長野県大町市大町5159番地
破産者　有限会社平林組
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第6号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根1758番地
破産者　有限会社古宝館
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２４７１号
大阪府東大阪市長田３丁目６番１号
破産者　株式会社アサダテクニカルサービス
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７２号
最後の住所奈良県生駒郡平群町若葉台５丁目２番15号
破産者　被相続人亡朝田哲夫相続財産
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４１号
大阪市北区曽根崎新地１丁目６番12号碇ビル６階
破産者　株式会社川と山
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５２９号
大阪府八尾市山賀町６丁目80番地の４
破産者　株式会社中央研磨
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２８号
大阪府藤井寺市津堂２丁目１番21号
破産者　株式会社ウィズ
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
岡山県津山市高野山西395番地の２
破産者　有限会社津山ファンデーション
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９８２号
広島市南区京橋町８―３フローラ京橋401、商業登記簿上の本店所在地広島市南区京橋町７番14号
破産者　有限会社サンモードオカモト
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７０号
広島市南区大州５丁目９番５―703号
破産者　有限会社マエダエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６７６号
東京都港区赤坂６丁目18番11号
破産者　ＰＪＭａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７６号
東京都多摩市永山１丁目３番地の３プラザ永山703
破産者　國本　啓一
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５６０号
東京都国立市谷保天神下646番地
破産者　株式会社錦鯉吉田
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５６１号
東京都羽村市羽東２丁目17番31号
破産者　吉田　　惠
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１８号
東京都八王子市散田町５丁目６番15号第２散田５　302号
破産者　株式会社エクシス
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部